

尼崎市監査公表第8号

令和元年度及び過年度の包括外部監査の結果報告に対する措置の公表について  
地方自治法第252条の37第5項の規定により提出された包括外部監査の結果報告に  
対し、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同法第252条の38  
第6項の規定により公表します。

令和3年4月26日

尼崎市監査委員 今 西 昭 文  
同 藤 川 千 代  
同 別 府 建 一  
同 明 見 孝一郎

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	こども青少年局（保育運営課）
2 監査結果報告日	令和2年2月21日
3 措置通知日	令和3年4月16日
4 監査結果の内容	<p>備品につき、定期的に管理台帳と現物の一斉照合を行う必要がある。（結果） 各施設にて定期的な現物の一斉確認を実施し、その結果の報告をさせ、保育管理課にて異常がないか確認すべきである。また、保育管理課が抜き取りにより備品台帳と現物の照合を実施することを検討するべきである。</p>
5 措置内容要旨	<p>令和2年度から、本庁の保育運営課職員が各保育所へ出向き、備品管理台帳との照合を順次行い、チェック機能の強化を図るよう取扱いを改めた。</p>

※ 「令和元年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P105

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	総合政策局（政策推進課）
2 監査結果報告日	令和2年2月21日
3 措置通知日	令和3年4月16日
4 監査結果の内容	<p>事務事業シートの変更を行う場合には、<u>評価の実効性を確保できるようにするとともに、市民への説明責任を果たすべきである。（結果）</u></p> <p>削除された項目は点検事項としては必要な事項と考えられることから、必要な検討項目については次年度以降では再度検討項目として検証していく必要があると考える。その際、削除した記載項目を復活させるという意味ではなく、その内容のうちで記載すべきと判断した内容を「②事業成果の点検・事業成果（達成状況等）」の欄に付記するなどの対応が計られる必要がある。</p> <p>また、今回のような検討項目などを変更する際には、事務事業シートにおいて、“その旨”、“その理由”、“変更する場合の長所・短所”などの記載を行い、市民への説明責任を果たすべきである。</p>
5 措置内容要旨	<p>平成30年度決算から、事務事業シートを施策評価の自己点検ツールとして位置付けるとともに、簡潔かつ分かりやすくするために記載内容の集約を行ったが、施策評価との連携は高まったものの、個々の事業における今後の取組の方向性などが見えにくいといった課題も生じていたことから、令和元年度決算からは、目標に対する達成状況を踏まえて「成果と課題」を記載するとともに、個々の事業における「今後の取組方針」についても、合わせて記載するよう様式の変更を行った。また令和2年度からは、その旨を事務事業シートに記載したことで市民への説明責任を果たすとともに、事務事業シートの記載内容についてもより分かりやすい記載にするよう努めている。</p>

※ 「令和元年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P110

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	こども青少年局（こども入所支援担当）
2 監査結果報告日	令和2年2月21日
3 措置通知日	令和3年4月16日
4 監査結果の内容	<p>補助金の交付については、<u>一時預かりの実態が確認できる証拠書類を確認し、補助金が適切に使用されているか検証する必要がある【一時預かり事業補助金】</u>（結果）</p> <p>補助対象先から入手した報告書の内容を確認するべく、抜き打ちによる一部についても、一時預かりの実態が確認できる資料（例えば、保護者からの一時預かり申込書、職員の業務日誌、一時預かり料収受記録など）との照合により、補助の要件を充足していることを確認する必要がある。</p> <p>また、効率性の観点から、法人指導課と連携して確認することも検討すべきである。</p>
5 措置内容要旨	<p>包括外部監査の指摘を受けて、令和2年度から、補助対象先から入手した報告書の内容を確認するために、保護者からの一時預かり申込書、職員の業務日誌、一時預かり料収受記録などの一時預かりの実態が確認できる資料との照合により、補助の要件を充足していることを確認をするよう取扱いを改めた。</p>

※ 「令和元年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P120

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	こども青少年局（こども入所支援担当）
2 監査結果報告日	令和2年2月21日
3 措置通知日	令和3年4月16日
4 監査結果の内容	<p>補助金の交付については、<u>延長の実態が確認できる証拠書類を確認し、補助金が適切に使用されているか検証する必要がある。【法人保育施設等特別保育事業等補助金】（結果）</u></p> <p>補助対象先から入手した報告書の内容を確認するべく、抜き打ちによる一部についても、延長保育の実態が確認できる資料（例えば、保護者からの延長保育申込書、職員の業務日誌、延長保育料収受記録など）との照合により、補助の要件を充足していることを確認する必要がある。</p> <p>また、効率性の観点から、法人指導課と連携して確認することも検討すべきである。</p>
5 措置内容要旨	<p>包括外部監査の指摘を受けて、令和2年度から、補助対象先から入手した報告書の内容を確認するために、保護者からの延長保育申込書、職員の業務日誌、延長保育料収受記録などの延長保育実施の実態が確認できる資料との照合により、補助の要件を充足していることを確認をするよう取扱いを改めた。</p>

※ 「令和元年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P124

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	こども青少年局（保育管理課）
2 監査結果報告日	令和2年2月21日
3 措置通知日	令和3年4月16日
4 監査結果の内容	<p>私立保育所の施設整備費につき、事業者の負担額は建設資金の4分の1以上とすることを徹底する必要がある。【保育環境改善事業費】（結果）</p> <p>今後、施設整備費交付手続の誤りがないよう、決裁に際し金額確認を実施した旨の記録をする等、事業者負担に関する確認に関する適切な事務執行に努められたい。</p>
5 措置内容要旨	<p>適切な交付事務の執行のために、再度、事業者には提出書類の確認を徹底させるとともに、審査の過程においても金額のチェック項目を追加し、審査の不備防止を図るよう取扱いを改めた。</p>

※ 「令和元年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P133

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	総務局（契約課）
2 監査結果報告日	平成31年2月21日
3 措置通知日	令和3年4月16日
4 監査結果の内容	<p><u>工事請負契約の下請業者からの誓約書の提出を徹底させる必要がある。（結果）</u>            契約の公正性を確保するため、工事請負契約の下請業者からも暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出させる必要があるが、誓約書が提出されていない工事請負契約があった。</p> <p>公正な契約事務の執行のためには、工事請負業者のみならず、その下請業者からも漏れなく誓約書の提出を徹底させた上で、暴力団等との関係がないことを確認する必要がある。誓約書の提出漏れを防ぐためには、チェックリストを活用するなど、有効な手法を検討されたい。</p>
5 措置内容要旨	<p>入札執行時には、入札参加業者に渡す「入札等のしおり（工事）」に、契約金額が200万円（税込）を超える場合は、下請業者から誓約書を徴収し、受注者が取りまとめて市に提出する必要がある旨記載し周知している。</p> <p>次に、契約締結時においては、受注者に対し、「尼崎市暴力団排除条例の施行に伴う市の契約から暴力団を排除するための措置」（説明文）を渡すとともに、上記事項等を改めて口頭説明し、提出を促している。</p> <p>また、誓約書の提出漏れを防ぐ更なる対応策として、令和2年度から本市職員職員向けのチェックリストを整備することにより、組織的にチェック機能を向上させ、提出漏れを防ぐよう改めた。</p>

※ 「平成30年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P98

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	健康福祉局（北部保健福祉管理課及び南部保健福祉管理課）
2 監査結果報告日	平成 28 年 2 月 22 日
3 措置通知日	令和 3 年 4 月 16 日
4 監査結果の内容	<p><u>交渉中の債権について適時に債務承認を行うべき。（結果）</u>          ケースファイルの閲覧を行った結果、以下の交渉中のサンプルにおいて、債務承認が行われていなかった。</p> <p>サンプル (C) (I) (O) においては、適宜納付交渉を行っているが、分割納付額が定まらないなどの理由により納付交渉が進まず、債務承認も行われていないままとなっている。</p> <p>現状、分割納付を行う場合に取り交わす履行延期（分割納付）申請書において債務総額の債務承認を行うが、それ以外の債務承認手続は行っていない。納付交渉中の場合や一括納付の意思を見せた債権者については時効中断措置が図られないこととなるため、高額債権や交渉に時間がかかる場合は適時に債務承認手続を行うべきであるとする。</p>
5 措置内容要旨	<p>3 件のうち 2 件は再分割申請を受理し分割承認しており債務承認がなされており、残る 1 件については不納欠損処理がなされ債権は消滅している。</p> <p>一方、包括外部監査において指摘された案件の対応のみならず、平成 28 年度から担当者向けの研修を実施しているほか、市債権を適正に管理し、公正かつ公平な市民負担の確保と健全な行財政運営に資することを目的とした尼崎市債権管理条例を平成 30 年 3 月に制定するとともに、本市の債権全体の進ちょく管理及び各課の債権管理業務をサポートするために平成 30 年度から法務支援担当（課）を新設した。</p> <p>同担当（課）において、本市における債権管理の課題に対し本市が取り組むべき事項を定めた「尼崎市債権管理推進計画」及び債権管理に係る具体的な事務処理を示したマニュアルを策定したことから、今後においても適正な債権管理に努めていく。</p>

※ 「平成 27 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P161



## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	こども青少年局（こども入所支援担当）
2 監査結果報告日	平成28年2月22日
3 措置通知日	令和3年4月16日
4 監査結果の内容	<p><u>保育所保育料滞納者に対する財産調査と滞納処分の実施（結果）</u></p> <p>保育所保育料は地方税の滞納処分の例により処分することができる（児童福祉法第56条8項）強制徴収公債権であるが、保育課では地方税法にて認められている財産調査（国税徴収法第141条）、その他滞納処分（地方税法第331条）の実施実績がない。</p> <p>市町村には保育が義務づけられており（児童福祉法第24条）、保育所保育料滞納を理由として保育を停止することが法的に困難であるとのことであることから、効率的かつ迅速に、滞納者の実情に即した的確な滞納整理を行うためには、高額滞納者から優先的に財産調査を行い、滞納者の財産状況や生活実態の把握につとめ、滞納者に応じた整理方針を決定し、計画的に滞納処分を進めることが重要である。今後は、財産調査が滞納整理を進めていく上での出発点であることを認識の上、早急に財産調査を含めた滞納処分を進めていくべきである。なお、財産調査を効率的に進める観点からは、金融機関調査だけでなく、税務部など調査能力の高い庁内の所管部局課が収集した滞納者に関する情報の入手（個人情報目的の外利用）も並行して行うことが望まれる。</p>
5 措置内容要旨	<p>これまでの収納管理業務においては、納付催告や収入促進員を活用した徴収体制のもと、滞納保育料の削減に向けて取り組んできたところであるが、包括外部監査人の指摘のとおり、滞納処分の実施実績はなく、時効到来による不納欠損額の減少に歯止めがかからなかった。</p> <p>令和2年度においては、給与照会、預貯金調査、生命保険調査等を実施し、滞納処分（執行停止や差押処分）を進めた。</p>

※ 「平成27年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P209

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（住宅管理担当）
2 監査結果報告日	平成 28 年 2 月 22 日
3 措置通知日	令和 3 年 4 月 16 日
4 監査結果の内容	<p><u>強制執行による債権回収及び明渡しの要求を行うべき（結果）</u></p> <p>過年度に家賃の支払等をめぐり訴訟となった案件について、判決により市の勝訴が確定しているにもかかわらず、強制執行が行われていないため、債権の回収ができていない事案が発見された。</p> <p>サンプルで閲覧した A 氏、B 氏については、過年度に家賃の支払をめぐり訴訟となったものである。A 氏、B 氏はともに平成 8 年度の公営住宅法の改正により、従来一律に課せられていた家賃が平成 10 年度から応能応益方式になったことを不服として家賃の支払を拒否し、改正前の家賃を供託している。いずれも平成 20 年 2 月に市が勝訴しており、A 氏、B 氏はそれぞれ滞納債権の支払を行うことが判決で確定した。しかし、その後 A 氏、B 氏ともに滞納債権及びその後の家賃を全く支払っていない。それにも関わらず強制執行による債権の回収は行われていない。</p> <p>本来家賃は全額支払うことが原則である。そのため、家賃を払わず入居を続ける者に対し、明け渡しを要求せず、また、強制執行を実施しないことは、他の入居者との不公平を招くことになる。</p> <p>そのため、これらについては、明け渡しを要求し、また、強制執行による債権の回収を実施すべきである。</p>
5 措置内容要旨	<p>訴訟により勝訴した相手方である A 氏は判決確定後に死亡したことから、強制執行ができないため、新たに訴訟提起するに当たっては相手方の法定相続人を全て特定し、相続人を相手に訴訟をする必要があるが、A 氏は外国籍のため戸籍が日本国内に存在せず、相続人確定ができない状況であることから、強制執行はできない。</p> <p>B 氏については、再度訴訟を提起することも踏まえた上で、粘り強く交渉を続けた結果、平成 29 年度に応能応益制度に基づく適正家賃の支払に納得を得られ、適正家賃賦課の当月分家賃の納付と過去の滞納分についても債権の回収を行うことができた。</p> <p>一方、監査指摘後に、市債権を適正に管理し、公正かつ公平な市民負担の確保と健全な行財政運営に資することを目的とした尼崎市債権管理条例を平成 30 年 3 月に制定するとともに、本市の債権全体の進ちょく管理及び各課の債権管理業務をサポートするために平成 30 年度から法務支援担当（課）を新設した。</p> <p>同担当（課）において、本市における債権管理の課題に対し本市が取り組むべき事項を定めた「尼崎市債権管理推進計画」及び債権管理に係る具体的な事務処理を示したマニュアルを策定したことから、今後においても適正な債権管理に努めていく。</p>

※ 「平成 27 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P253

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	健康福祉局（高齢介護課）
2 監査結果報告日	平成26年2月18日
3 措置通知日	令和3年4月16日
4 監査結果の内容	<p><u>食事サービス事業の継続の要否について（結果）</u></p> <p>近隣市のうち、伊丹市は同種の事業を実施しておらず、西宮市は利用者の減少及び同事業に対する民間事業者の参入等を理由として平成24年度をもって事業を廃止している。</p> <p>尼崎市においても利用者数、配食数ともに年々減少している状況であり、介護事業者による高齢者向け配食サービスも実施されていることから、あえて行政がサービスを提供する必然性はない。</p> <p>当該事業が行政によって行われる意義は、配食を通じて安否の確認や孤独の解消を図り、もって高齢者の在宅生活を支援することにあると考えられるが、市では当該事業の他にも見守りや安否確認に関する同様の事業が整備されており、当該事業を実施する意義は乏しいと考えられる。</p> <p>そのため、見守りや安否確認に関する他の事業を勘案し、事業廃止の要否について具体的な検討が必要である。</p>
5 措置内容要旨	<p>高齢者向け配食サービスを実施する民間事業者が大幅に増加し、そのメニューや価格も多様化する状況を踏まえ、令和3年度から事業を廃止することとする。</p>

※ 「平成25年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P186

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	資産統括局（納税課）
2 監査結果報告日	平成25年2月19日
3 措置通知日	令和3年4月16日
4 監査結果の内容	<p><u>延滞金額の網羅的な把握について（結果）</u> 延滞金の徴収は、担当者が納税指導を行っているが、納税者の理解が得られない場合があり、結果的に納税の公平性を欠いている。 そのため、今後、税務システムの改修に向けた検討が必要である。</p>
5 措置内容要旨	<p>令和3年1月から、延滞金額の網羅的な把握ができる新税務システムを採用し、公平な徴収に取り組んでいる。</p>

※ 「平成24年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P163

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	資産統括局（納税課）
2 監査結果報告日	平成25年2月19日
3 措置通知日	令和3年4月16日
4 監査結果の内容	<p><u>延滞金データの保存について（結果）</u> 過去の納付実績や延滞金の残高等を別途網羅的にかつ正確に管理することは実務上相当の困難を伴うとのことであるが、納税の公平性を確保し、また財源の確保を図るためにも、税務システムの改修に向けた検討を進める必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>令和3年1月から、過去の納付実績や延滞金の残高等の網羅的な把握ができる新税務システムを採用し、公平な徴収に取り組んでいる。</p>

※ 「平成24年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P165

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	総合政策局（園田地域課）
2 監査結果報告日	平成23年2月21日
3 措置通知日	令和3年4月16日
4 監査結果の内容 <u>土地の早期合筆手続きについて（結果）</u> 瓦ノ宮2丁目8-29、30、37、64の土地については、速やかに土地の合筆登記の手続きを行うべきである。	
5 措置内容要旨 当該地は、瓦宮西園田福祉会館の敷地として利用しており、合筆しなくとも、管理上、特段支障をきたすものではなかったことなどから、合筆せずに管理してきた経緯があるが、公有財産台帳等の管理を効率化することなどから、令和3年3月に合筆登記を行った。	

※ 「平成22年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P117

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（道路課）
2 監査結果報告日	平成23年2月21日
3 措置通知日	令和3年4月16日
4 監査結果の内容	<p><u>行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて（結果）</u> 戸ノ内町5丁目825-68のうち825-65及び戸ノ内町5丁目826-163については道路用地に供用されているため、所管換えを行い、行政財産に振替える必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>825-65(現：825-252の一部)については、令和2年4月1日付で道路課への引継ぎが完了している。また、826-163(現：825の一部)についても、令和3年3月に道路課へ引継ぎが完了した。</p>

※ 「平成22年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P164